

## 2.13 「石木ダム強制収用を許さない！ 東京行動」宣言

「石木ダムのために、ここを壊さないで。ダムができたらカエルも魚もほたるもみんないなくなる。みんなで遊んでいるところがみんな、なくなってしまう。仲良く一緒に住み続けることができなくなってしまう。私たちはそれは絶対にいやです。私たちはコウバルが大好きです。ダムを造らないでください」、長崎県川棚町コウバル地区で生活続けてきた13世帯皆さん、幼い子供からひ祖父母まで4代にわたる住民全員の想いである。

大人たちはそれに加えて、「1975年当時の針生工業団地構想がつぶれた段階で佐世保市の水不足予測は解消している。これからは給水人口が減り続けるのと節水機器が普及することで、水需要が増加することはあり得ない。治水目的は利水負担金を安くするために後から付け足したものと長崎県は説明した。合意にいたらない限りダム建設工事に入らないとした長崎県知事・川棚町長と交わした覚え書きがある。今では川棚川に過去最大の洪水が来ても、安全に流下できると長崎県が言っているのではないか。石木ダムが不要なことは明らかだ。私たちと合意がなければダム事業工事に入れないことも明らかだ。工事をいったん中止して、石木ダムの必要性についてゼロから話し合おう」と主張している。

長崎県と佐世保市は、「石木ダムの必要性は何度も説明してきた。今後の生活に関する話し合いを持ちたい」と必要性の話し合いを徹底拒否する。国からの「異論にきちんと対応するように」という意見を完璧に無視してのことだが、国はそれを指摘すらしない。

起業者が必要性の話し合いを拒否している、ということは計画の見直しを拒否しているのである。これは行政審査法、補助金適正化法、地方自治法、河川法、水道法の定めるところに反しているのは明らかである。

このまま進めて石木ダム本体工事がなされるのであれば、それこそ人格権侵害の憲法違反に至る。

わたしたちは、

- ① 起業者には「不要な石木ダム事業の中止」を求める。
- ② 国土交通省と厚生労働省には、「事実確認とこれまでとってきた方針の見直し」を求める。
- ③ そして最高裁判所には、「行政の裁量権を第一にするのではなく、その事業の必要性を事実即して判断すること」を求める。

すべての事実こそが、石木ダム不要を証明しているからである。

必要性のない石木ダムの中止、コウバル 13 世帯の生活破壊阻止、私たちは多くの皆さんと力を携えて必ず実現させることを宣言する。

2020年2月13日 「石木ダム強制収用を許さない！ 東京行動」参加者一同